国土建労第176—２号
平成２７年８月１９日

全国マスチック事業協同組合連合会会長　殿

（公共事業労務費調査連絡協議会事務局）
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

公共事業労務費調査（平成27年10月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するために毎年10月に実施しており、従来より関係各位のご協力のもと厳正に実施しているところであります。

今年度においても標記調査を下記のとおり実施いたしますので、貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう、下記の事項についてご理解とご協力をいただきますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

記

１．公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における重要事項

今回の調査における重要事項は、以下のとおりとなります。

(1) 賃金水準の正確な把握の徹底

本調査では原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。そのため、いわゆる一人親方として働く方々についても、必ず調査票を作成するようあらためて周知徹底をお願いします。また、賃金台帳に記載されていない場合のある退職金等、不定期の賃金についても、遺漏のないよう正確に記入いただくよう周知徹底をお願いします。

(2) 社会保険加入状況の確認

「建設産業の再生と発展のための方策2012」（H24.7.10 国土交通省建設産業戦略会議）を受け、技能労働者の処遇の向上、公平で健全な競争環境の構築に向けて、今回も社会保険加入状況等の実態把握及び保険料がわかる資料の提示を受けることとします。

(3) ９月の賃金支払い実態の調査

下記38職種の労働者については、標本数を特に確保する必要があると認められることから、10月の調査に加え、10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、９月の調査対象期間中に調査対象工事に従事している場合も、本調査の対象とし、当該９月分の賃金支払い実態を調査することとします。

造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水士、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

(4) 調査対象外の労働者

見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外となります。また、老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても同様に、調査対象外とします。このため、調査対象企業においては、個々の労働者の技能、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等について十分に確認する必要があります。

ただし、上記の老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になることに留意願います。

2．説明会及び会場調査の実施等

(1) 調査精度の確保のため、調査対象企業の方々が、調査の趣旨・内容を正しく理解し、かつ必要な書類を確実に作成してくださるよう、以下の点に留意願います。

・調査の対象となった工事の元請企業は、調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。

・会場調査に先立ち行われる説明会には、下請企業についても出席していただくようお願いします。また、元請企業は下請企業への連絡・指導をお願いいたします。

・説明会までに、元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いします。予め、調査の手引きにて調査内容を確認の上、説明会に出席していただくようお願いいたします。

・個人情報保護法が施行されていますので、適切な対応をお願いいたします。（説明会において、個人情報保護法の対応について参考情報の提供をさせていただきます。）

・会場調査に持参される書類について、あらかじめ、下記の点についてご確認をお願いいたします。

ア 就業規則等に定める所定労働時間は、法定の週40時間以内となっているか。

イ 就業規則や労使間の協定通知書（変形労働時間制を採用している場合）に、労働基準監督署の押印があるか。

ウ 賃金台帳に、調査対象者の方の受領印またはご本人のサインがあるか。（銀行の振込領収書がある場合を除く）

(2) 会場調査においては、調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

（参考）

過去、国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し、行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施したことがあります。

公共事業労務費調査（平成 27 年 10 月調査）説明会

平成 27 年8月 19 日(水) 14:00～15:00
中央合同庁舎第3号館 10 階 共用会議室 A

【議　事】

1. 挨拶

2. 議事

　1)公共工事設計労務単価・公共事業労務費調査について　資料1

　2)公共事業労務費調査(平成 27 年 10 月調査)の概要について　資料2

　3)質疑応答等

3. 閉会

公共工事設計労務単価の概要

資料1－1

公共工事設計労務単価の概要

○性格：公共工事の予定価格の積算用単価
（51職種、都道府県ごとに設定）

○法令：予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、・・・・取引の実例価格、・・・等を考慮して適正に定めなければならない。」

○改訂：毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者（約16万人）の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。

予定価格の積算体系

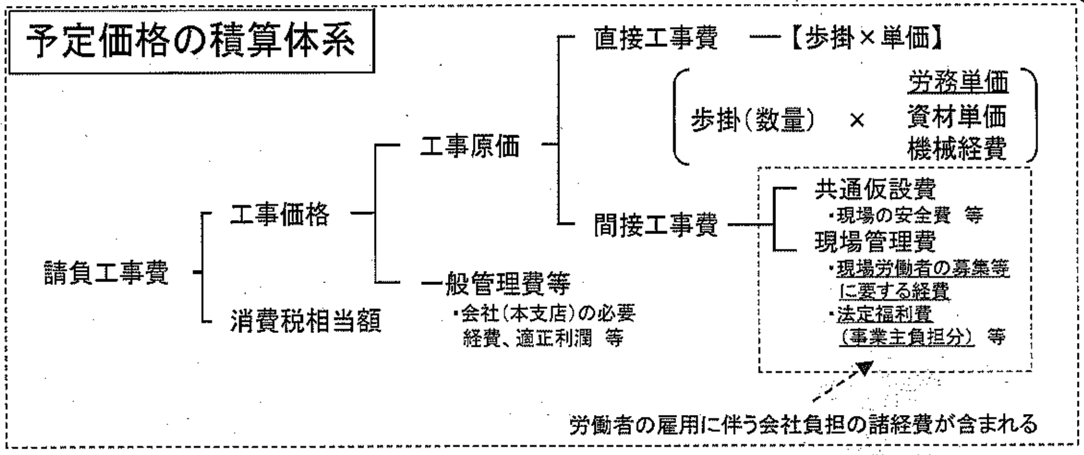

○留意事項：
- ・公共工事設計労務単価は、個々の契約（下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金）を拘束するものではない
- ・法定福利費（事業主負担分）や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費（労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等）は含まない。（これらは別途、間接工事費にて計上されている）
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない（必要に応じ発注者が別途積算）

公共工事設計労務単価の構成

○ 予定価格では、1日8時間労働（時間外・休日労働なし）を前提として積算。

○ このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。（次の①～④）

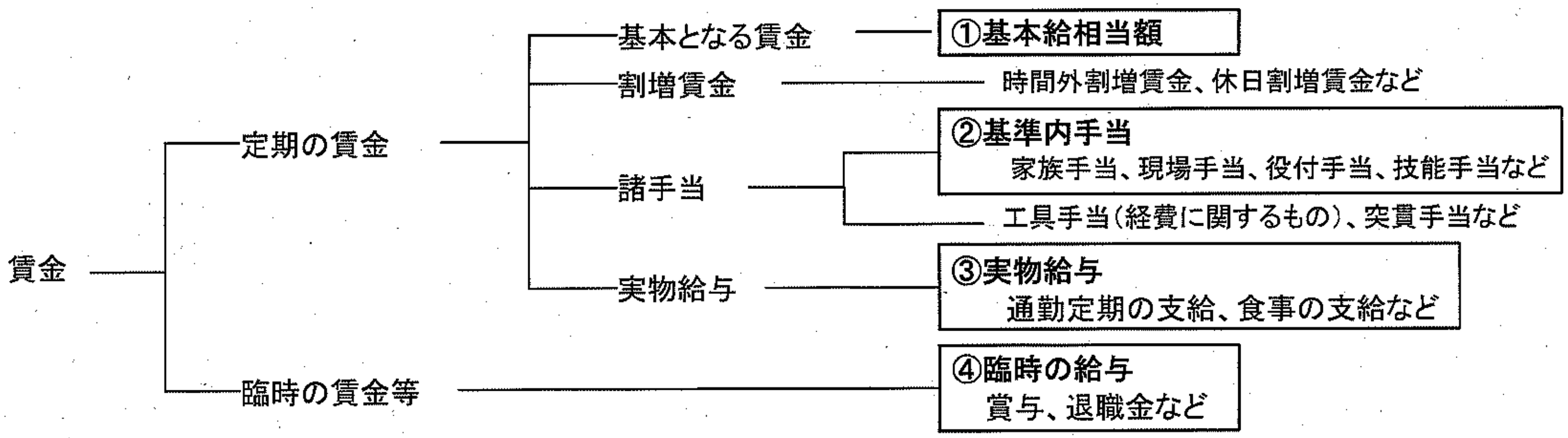

公共事業労務費調査の概要

資料1－2

公共事業労務費調査の概要

○ 国交省及び農水省（二省）の公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るための調査（昭和45年より実施）。

○ 全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1，000万円以上の工事を選定母集団として、調査対象工事（例年約13，000工事）を無作為抽出（技能労働者数：例年約16万人）。

○ 調査対象工事に従事する技能労働者の賃金につき、積算で用いる51の職種区分に分類し把握。
（企業の規模や下請次数の制限はなく、対象職種に該当する全ての技能労働者が対象）

○ 調査対象企業は、対象工事に従事した全ての技能労働者について、調査票に賃金等の必要事項を記入（9月～10月）。

○ 調査対象企業は、調査票と賃金台帳等の資料を、全国で開催される会場調査（11月）に持ち込み、調査員が面接形式にて、賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、厳密に賃金の実態を把握。

会場調査の状況

1次審査

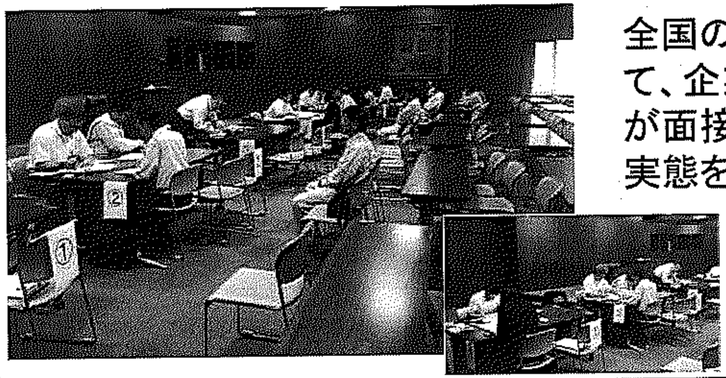

全国の会場において、企業毎に調査員が面接形式にて賃金実態を厳密に調査。

2次審査

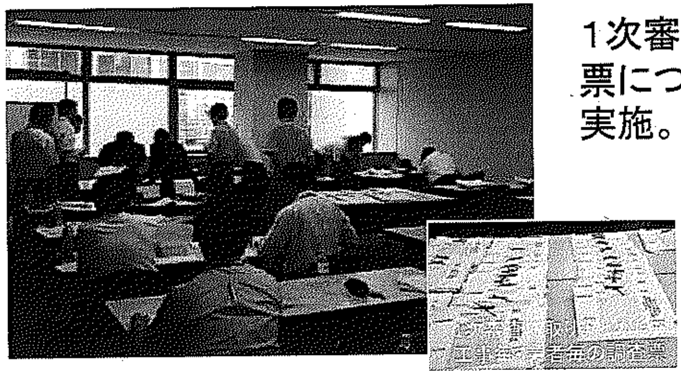

1次審査を終えた調査票につき、再度精査を実施。

公共事業労務費調査（10月調査）、公共工事設計労務単価の決定の流れ

資料１－３

手順	内容
調査対象工事の選定（8月）	○国、都道府県、政令市、独立行政法人等の発注者が調査対象工事を選定 ※ 調査対象工事件数：約13千件
⇩	
現況調査・説明会の実施（9月～10月）	○発注機関の監督職員が、現場の作業内容、職種、労働者数等を確認 ○調査対象者向け説明会の実施
⇩	
受注者及び下請会社において調査票の記入（9月～10月）	○工事現場の労働者のうち、積算に使用する51職種の10月の賃金を調査（少数標本職種は9月の賃金も調査） ※ 調査対象者数：約16万人 ※ 現場代理人等の技術者、経理事務員等は対象外
⇩	
調査票の審査（11月）	○発注者が調査会場を設置、審査（地方整備局本局、県庁、土木事務所等） ○調査会場において受注者、下請会社が調査票を提出 ・賃金台帳、就業規則、振込明細等との照合・確認 ・法定労働時間の遵守に疑義がある標本、賃金台帳・就業規則が不備の標本等を棄却
⇩	
集計（12月～3月）	○発注者が、公共事業労務費調査連絡協議会（事務局国土交通省）に審査後の調査データを提出 ○集計、所定労働時間内8時間当たり賃金への換算
⇩	
公共工事設計労務単価の決定・公表（～3月）	○都道府県別・職種別単価の決定
⇩	
予定価格の積算に使用（4月～）	

資料２

公共事業労務費調査（平成 27 年 10 月調査）に係る留意点

１．賃金の正確な把握の徹底

公共事業労務調査では、原則として<u>現場で働く技能労働者全てが調査対象</u>となります。そのため、<u>いわゆる一人親方</u>として働く方々についても、必ず調査票を作成いただきますよう、あらためて周知をお願いします。また、<u>退職金等、不定期の賃金</u>については、賃金台帳に記載されていない場合もあるため、遺漏のないよう正確に記入いただくよう周知徹底をお願いします。

２．棄却率の改善

平成 26 年度公共事業労務費調査において、３割強の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業は、次の書類を審査において提示できるよう整理してください。

① <u>所定労働時間が法定の週４０時間以内であることを確認できる書類</u>
・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳

② <u>賃金支払いが確認できる書類</u>
・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等

③ <u>従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類</u>　・・・作業日報及び出勤簿等

【参考】主な棄却理由（平成 26 年度公共事業労務費調査結果）
・所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることの確認ができない　・・・約 35 千標本（22%）
・調査票への記入事項の根拠となる資料（就業規則、賃金台帳等）がない・・・約 15 千標本（9%）

３．９月の賃金支払い実態の調査

標本確保のため、１０月に調査対象工事に従事せず、<u>９月に従事している３８職種</u>の労働者についても、調査の対象となり、<u>９月分の賃金支払い実態を調査</u>しますので、調査のご協力をお願いします。

【参考】９月の調査の対象となる３８職種
造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水士、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

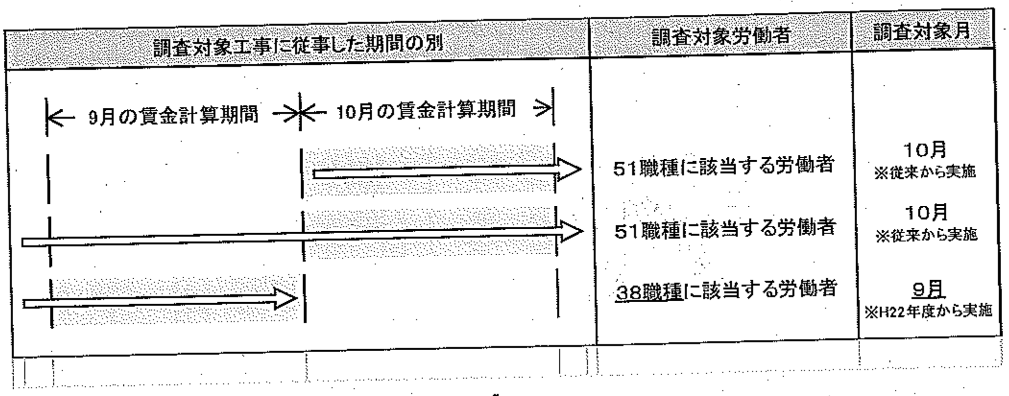

資料２

４．標本の適切な分類

本調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を調査対象としていますので、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行ってください。

【参考】技能、免許等が必要と定義されている職種

（１）「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

（２）「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

（３）「免許等」が必要と定義されている職種

電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水士、交通誘導警備員Ａ

（４）「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員、トンネル作業員

５．調査対象外の労働者の周知

○見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外になります。

○過去の調査において、見習・手元等の労働者が、「相当程度の技能」を必要とする職種に含まれる例がみられたため、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能を十分に確認し、適切に分類、判断を行ってください。

○老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者については、調査対象外とします。

○調査対象となった元請及び下請企業は、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等を十分に確認し、調査対象労働者か否か判断してください。

【参考・注意点】

（１）　見習・手元等の労働者については、各職種の作業の補助的業務を主に実施した場合には、技能の程度、作業内容に応じて「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に分類してください。

（２）　老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になります。

別紙1

無効標本を有効標本へ【公共事業労務費調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

皆様から提出して頂いた調査票のうち、「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本として、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

標本数の確保やせっかくご協力いただいていることからも無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

こんな理由で棄却されています!!（主なもの）

- 就業規則に定める所定労働時間が法定の週40時間以内であることの確認ができない
- 賃金台帳に賃金の受領を証明する押印（または本人のサイン）がない
  例）ただし、銀行の振込領収書がある方は除く
- 調査票への記入事項の根拠となる資料がない
  例）作業日報（調査月分）、出勤簿等（調査月分）、銀行の振込領収書、等

棄却されないためには・・・

就業規則※に定める所定労働時間が、週40時間以内になるようにして下さい。

※　おおむね10年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

賃金台帳を正しく整備し、押印（または本人のサイン記入）を確実に行って下さい。

就業規則※や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届け出て下さい。現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにして下さい。

※　労働者の数が「常時10人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

●賃金台帳や就業規則等を整備するための参考資料「有効回答の向上対策について」を別途作成しており、国土交通省の労務費調査ホームページでご覧になれます。
（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html）

■平成26年10月調査データ集

表－1　主な棄却理由別標本構成比率（都道府県別）

主な棄却理由

A:調査票への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。

B:賃金台帳等に賃金の受領を証する押印（又は本人のサイン）がない。

C:就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間（週40時間）以内であることの確認ができない。

	都道府県名	対象労働者数	棄却理由A	棄却理由B	棄却理由C	その他	有効標本
北海道	1 北海道	100%	4.0%	0.7%	16.5%	1.2%	77.7%
東北	2 青森県	100%	1.2%	0.0%	13.5%	0.6%	84.7%
	3 岩手県	100%	1.4%	0.2%	15.5%	0.6%	82.3%
	4 宮城県	100%	4.2%	1.8%	19.5%	1.3%	73.2%
	5 秋田県	100%	0.3%	0.2%	8.6%	0.8%	90.1%
	6 山形県	100%	0.5%	0.0%	11.2%	0.9%	87.4%
	7 福島県	100%	4.0%	0.8%	18.9%	8.1%	68.2%
小計		100%	2.1%	0.6%	15.1%	2.1%	80.1%
関東	8 茨城県	100%	5.8%	0.1%	32.2%	2.5%	59.5%
	9 栃木県	100%	5.7%	0.0%	42.7%	1.7%	50.0%
	10 群馬県	100%	4.1%	0.0%	25.4%	1.6%	68.9%
	11 埼玉県	100%	11.3%	2.9%	30.4%	1.1%	54.3%
	12 千葉県	100%	7.4%	0.4%	34.6%	1.0%	56.6%
	13 東京都	100%	12.1%	0.9%	33.4%	1.3%	52.3%
	14 神奈川県	100%	9.4%	2.2%	29.6%	1.2%	57.7%
	19 山梨県	100%	4.3%	1.2%	19.8%	1.6%	73.2%
	20 長野県	100%	2.4%	0.2%	15.4%	1.3%	80.8%
小計		100%	8.4%	1.1%	30.2%	1.4%	59.0%
北陸	15 新潟県	100%	4.7%	0.5%	12.0%	1.3%	81.5%
	16 富山県	100%	7.6%	0.5%	11.3%	1.6%	79.1%
	17 石川県	100%	5.7%	0.9%	14.5%	0.3%	78.6%
小計		100%	5.5%	0.6%	12.2%	1.2%	80.5%
中部	21 岐阜県	100%	18.0%	2.5%	14.8%	0.5%	64.1%
	22 静岡県	100%	12.1%	1.4%	21.1%	2.2%	63.2%
	23 愛知県	100%	21.8%	1.3%	18.6%	1.5%	56.8%
	24 三重県	100%	11.2%	0.7%	34.0%	0.9%	53.1%
小計		100%	16.1%	1.4%	21.6%	1.4%	59.4%
近畿	18 福井県	100%	7.4%	0.9%	18.6%	1.5%	71.6%
	25 滋賀県	100%	18.3%	1.6%	36.0%	0.3%	43.7%
	26 京都府	100%	26.4%	1.5%	22.6%	1.2%	48.3%
	27 大阪府	100%	19.8%	0.9%	28.6%	2.0%	48.7%
	28 兵庫県	100%	22.8%	2.0%	25.7%	1.3%	48.2%
	29 奈良県	100%	19.5%	0.2%	30.4%	0.9%	49.1%
	30 和歌山県	100%	11.9%	1.1%	26.7%	1.0%	59.3%
小計		100%	19.1%	1.3%	26.5%	1.3%	51.8%
中国	31 鳥取県	100%	7.2%	1.6%	12.5%	2.3%	76.4%
	32 島根県	100%	3.6%	1.2%	12.7%	1.2%	81.3%
	33 岡山県	100%	6.2%	0.0%	32.4%	2.2%	59.2%
	34 広島県	100%	2.3%	0.0%	25.6%	1.4%	70.7%
	35 山口県	100%	7.2%	1.5%	26.7%	0.6%	63.9%
小計		100%	5.0%	0.8%	22.1%	1.5%	70.5%
四国	36 徳島県	100%	10.4%	2.3%	16.6%	1.2%	69.7%
	37 香川県	100%	15.0%	2.0%	10.0%	0.7%	72.3%
	38 愛媛県	100%	10.6%	2.6%	16.3%	0.7%	69.8%
	39 高知県	100%	8.0%	1.4%	6.5%	3.1%	81.0%
小計		100%	10.4%	2.0%	12.2%	1.6%	73.7%
九州	40 福岡県	100%	11.5%	0.2%	32.7%	1.0%	54.7%
	41 佐賀県	100%	10.4%	1.1%	15.3%	1.2%	72.1%
	42 長崎県	100%	13.5%	0.8%	15.5%	0.5%	69.8%
	43 熊本県	100%	6.3%	0.0%	24.3%	0.4%	68.9%
	44 大分県	100%	13.3%	1.0%	22.2%	1.4%	62.1%
	45 宮崎県	100%	6.7%	1.7%	16.9%	1.0%	73.7%
	46 鹿児島県	100%	6.2%	0.2%	19.7%	1.2%	72.7%
小計		100%	9.8%	0.6%	23.0%	1.0%	65.6%
沖縄	47 沖縄県	100%	5.6%	1.1%	16.6%	0.3%	76.3%
全国計		100%	9.4%	1.0%	21.9%	1.4%	66.3%

表－2　主な棄却理由別標本数（経年変化－過去5年分）

		標本数（人）：上段、構成比率（%）：下段				
		H22.10	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10
調査対象標本		195,320	177,547	174,851	167,983	160,831
		100%	100%	100%	100%	100%
棄却理由	棄却理由A	21,545	18,475	17,874	16,225	15,179
		11%	10%	10%	10%	9%
	棄却理由B	2,643	2,046	1,911	1,766	1,593
		1%	1%	1%	1%	1%
	棄却理由C	44,067	39,641	38,985	37,669	35,197
		23%	22%	22%	22%	22%
	その他の棄却理由	5,090	1,025	1,400	2,454	2,220
		3%	1%	1%	1%	1%
有効標本		121,975	116,360	114,681	109,869	106,642
		62%	66%	66%	65%	66%

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について

参考1－1

単価設定のポイント

（１）最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映　（昨年度に引き続き改訂を前倒し）
（２）社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映　（継続）

➡ 全職種平均
全　　国（16,678円）平成26年２月比；＋４．２％（平成24年度比；＋２８．５％）
被災三県（18,224円）平成26年２月比；＋６．３％（平成24年度比；＋３９．４％）

公共工事設計労務単価　全国全職種平均値の推移

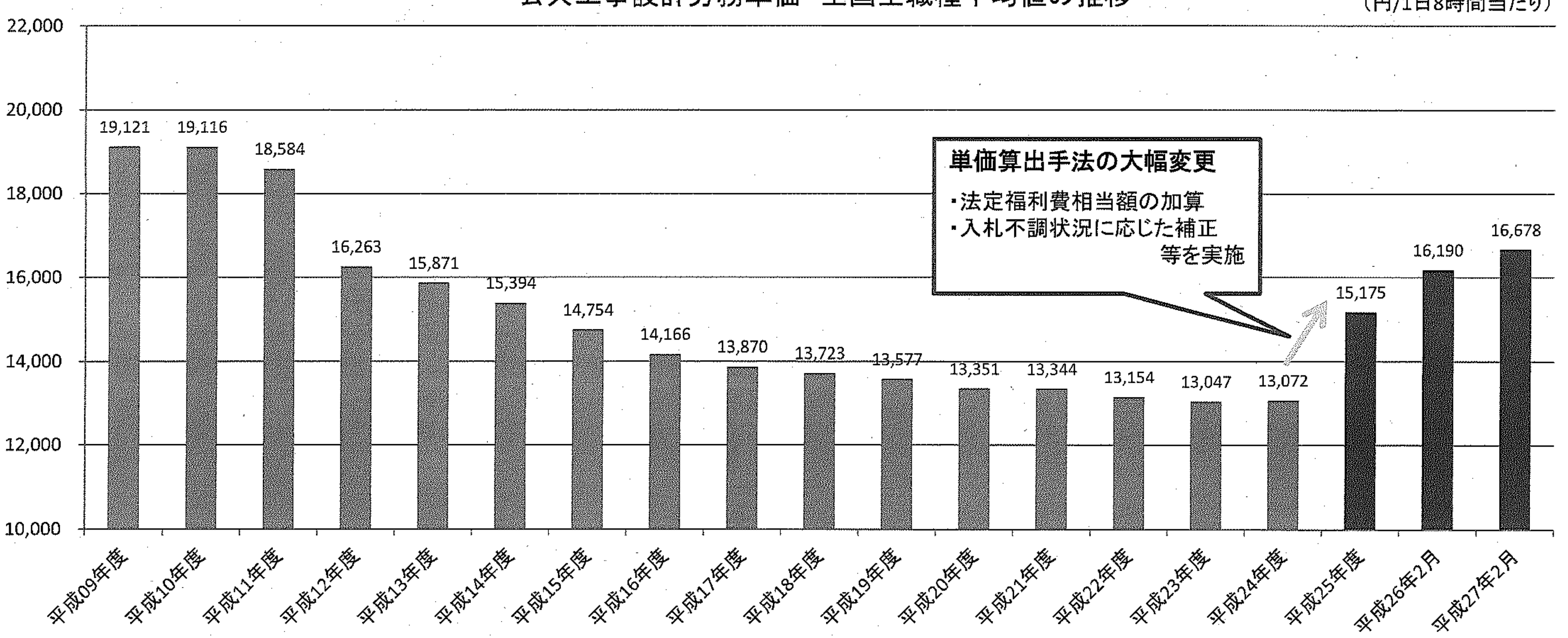

注1）金額は加重平均値、伸率は単純平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2）平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

技能労働者の処遇改善に向けた取組

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成25年3月29日付け国土入企第36号）

○　平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げを受け、建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底等を要請（通知）

太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請　（平成25年4月18日）

出席者

【国土交通省側】太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官　　他
【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

大臣発言のポイント

○　設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。

建設業団体の対応（抄）

日本建設業連合会

○　４月２５日　技能労働者の適正な賃金の確保等について決議（理事会）
○　７月１８日　下請企業に対して、労務賃金の改善の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定（理事会）

全国中小建設業協会

○　５月２９日　技能労働者の適正な賃金の確保等について決議（理事会）
○　８月１２日　更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定（正副会長会議）

全国建設業協会

○　４月２６日　技能労働者の適正な賃金の確保等について決議（理事会）
○　７月２６日　適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定（理事会）

建設産業専門団体連合会

○　６月４日　技能労働者の適正な賃金の確保等について決議（通常総会）

「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合（平成25年10月23日）

○　高木国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請
○　今後も技能労働者の適切な賃金水準の確保等に向けて取組を加速化することを確認

建設産業活性化会議（平成26年1月30日）
技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成26年1月30日付け国土入企第28号）

○　高木国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請
○　建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等を要請（通知）

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成27年1月30日付け国土入企第26号）

○　建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等を要請（通知）

建設産業活性化会議（平成27年2月12日）

○　北川国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請

社会保険加入状況調査結果について

参考2－1

○ 公共事業労務費調査（平成26年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、

- 企業別の加入率は、**雇用保険では96%** ［*対前年度比+0.4%*］、**健康保険では94%** ［*対前年度比+2.6%*］、**厚生年金保険では94%** ［*対前年度比+2.7%*］となっています。
- 労働者別の加入率は、**雇用保険では79%** ［*対前年度比+3.0%*］、**健康保険では72%** ［*対前年度比+6.0%*］、**厚生年金保険では69%** ［*対前年度比+5.4%*］となっています。

企業別

＜雇用保険＞

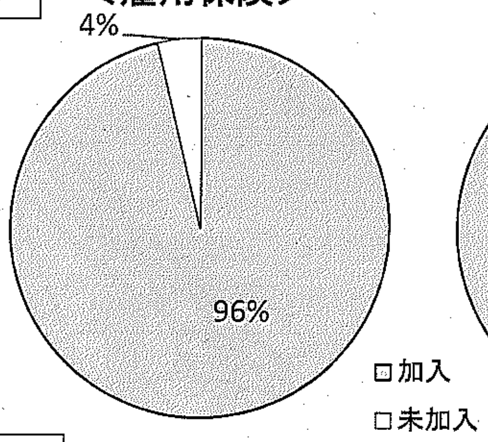

＜健康保険＞

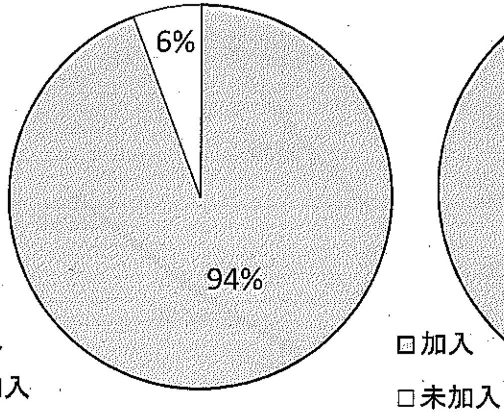

＜厚生年金＞

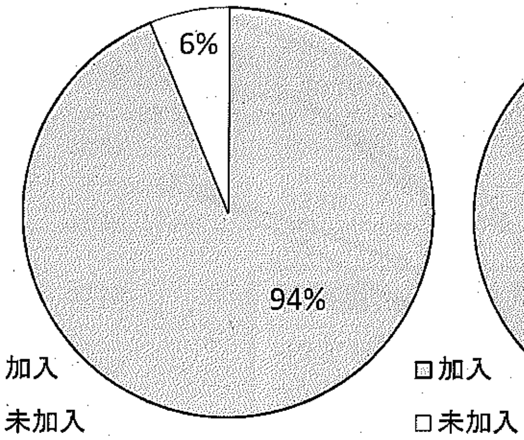

＜3保険＞

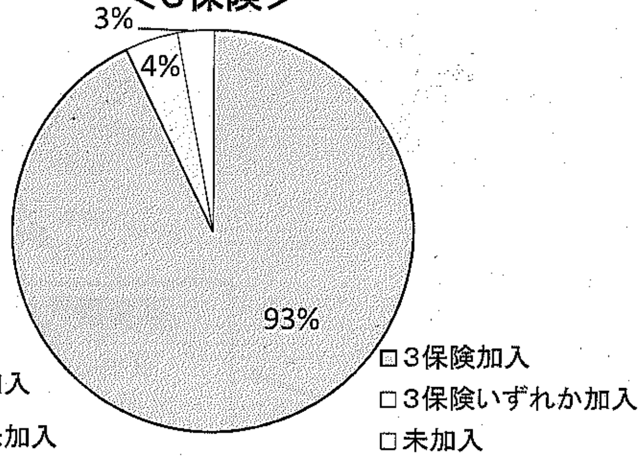

労働者別

＜雇用保険＞

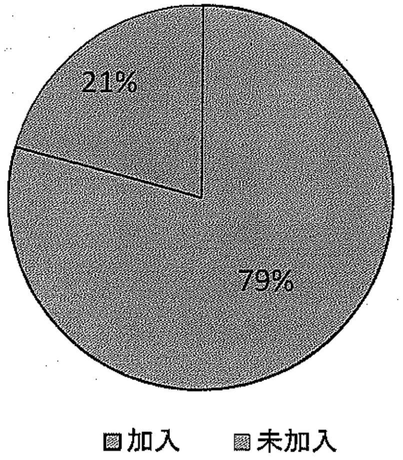

＜健康保険＞

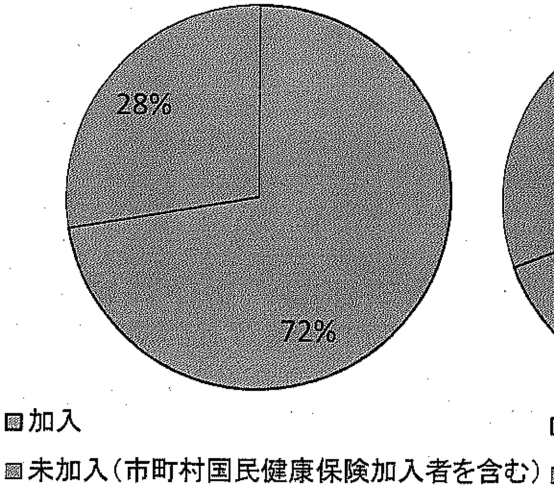

＜厚生年金＞

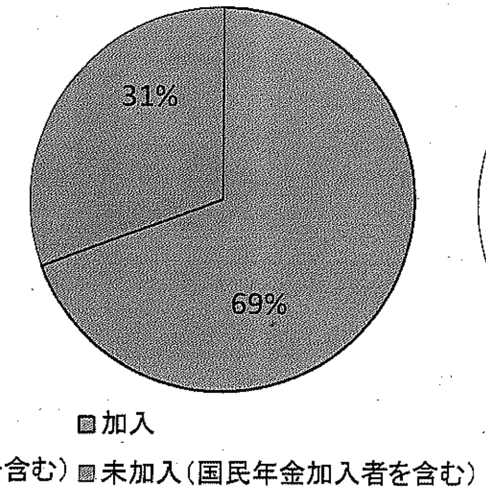

＜3保険＞

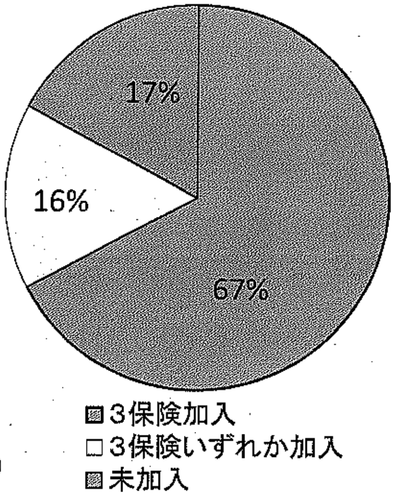

社会保険加入状況の推移（地方別、元請・下請次数別）

参考2－2

○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査）における3保険加入状況をみると、全体的には加入割合は上昇傾向にありますが、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。

企業別

3保険加入割合
（地方別）

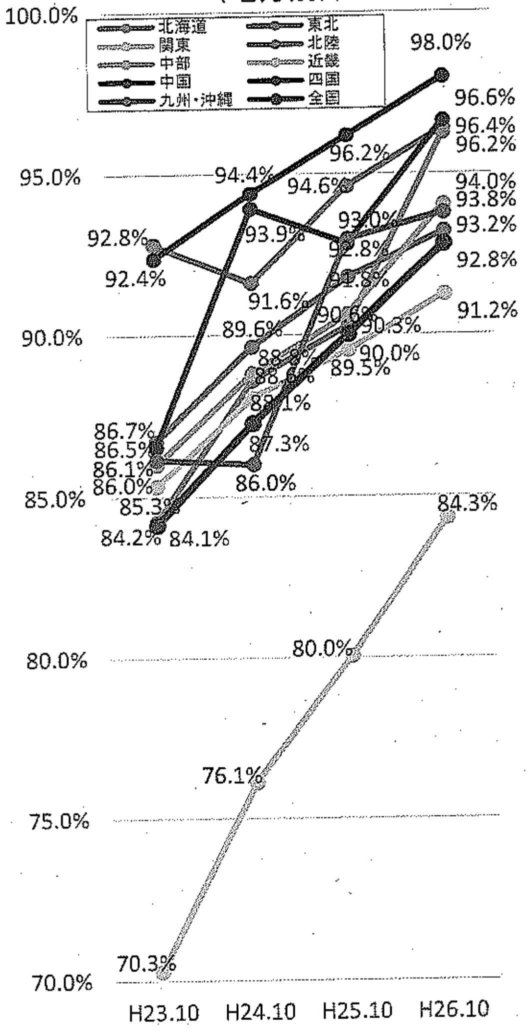

3保険加入割合
（元請・下請次数別）

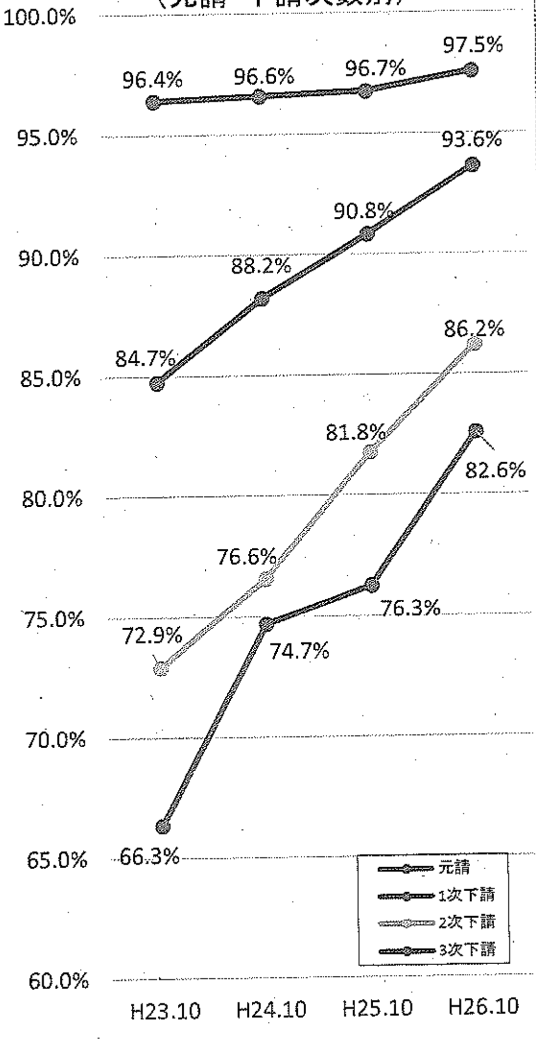

労働者別

3保険加入割合
（地方別）

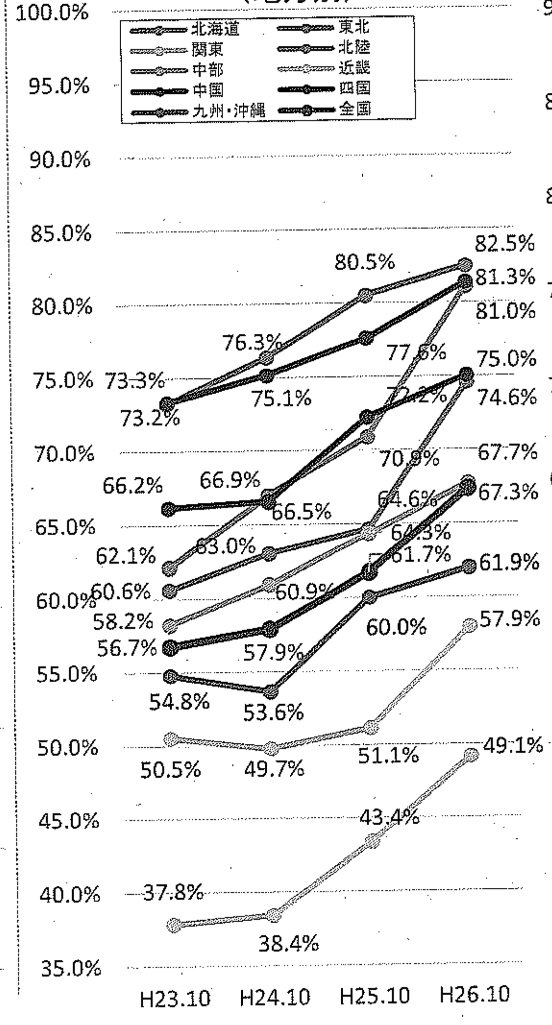
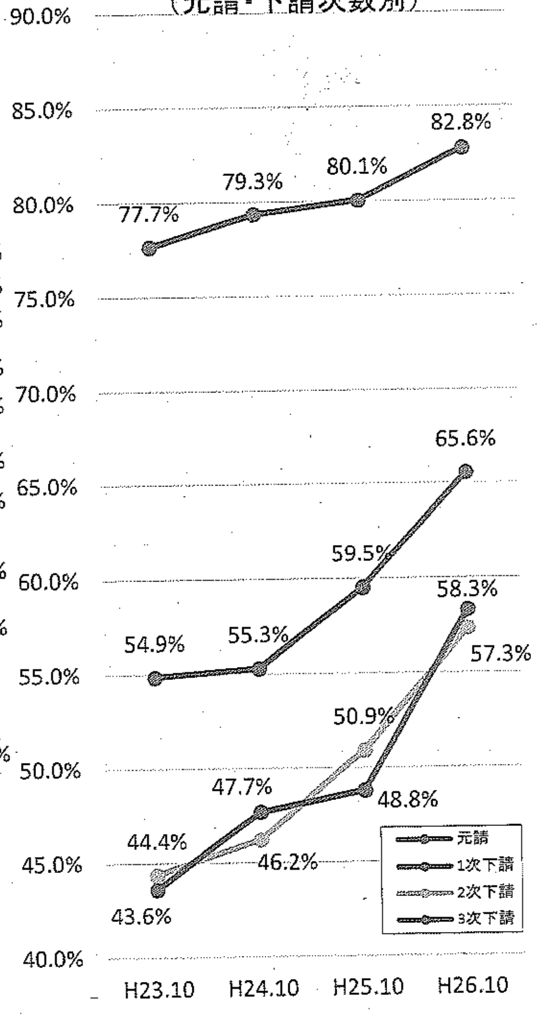
3保険加入割合
（元請・下請次数別）